

博士論文の研究指導教員及び研究指導補助教員に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県立大学大学院学位規程（平成22年規程第118号）第16条に基づき、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の研究指導教員（以下「指導教員」という。）及び研究指導補助教員（以下「指導補助教員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導教員及び指導補助教員の資格に関する基準)

第2条 指導教員及び指導補助教員の資格に関する基準は別に定める。

2 指導教員及び指導補助教員は、本学の専任教員である者を充てる。

3 指導教員及び指導補助教員は、研究指導を引き継ぐ教員を異動又は退職するよりも前に決めておき、引き継がなければならない。

(指導教員及び指導補助教員の選任と決定)

第3条 学生は、教員と相談の上、指導教員希望（変更）届出書（様式第1号）を研究科長を通じて学長に届け出る。

2 指導教員は、学生及び指導補助教員として推薦しようとする者の意見を聴いた上で、指導補助教員推薦（変更）届出書（様式第2号）を研究科長を通じて学長に届け出る。

3 学長は、前2項の届出があった時は、研究指導に適する指導教員1名及び指導補助教員2名を決定し、指導教員及び指導補助教員通知書（様式第3号）により学生に通知する。

4 指導補助教員のうち、少なくとも1名は、指導教員と異なる研究領域である者とする。

(指導教員及び指導補助教員の役割)

第4条 指導教員は、学生に対して博士論文の作成に関する全般的な指導を行う。

2 指導教員は、学生の研究に必要な授業科目の履修計画の指導を行う。

3 指導教員は、学生の希望する研究課題及び指導環境等を勘案して、学生の研究課題の決定について指導を行う。

4 指導教員は、決定した研究課題について学生の研究計画の立案のための指導を行う。

5 指導教員は、学生が修業年限の最終年度に、博士論文の審査が受けられるよう指導を行う。

6 指導補助教員は、学生の博士論文の作成に関する指導を補助する。

(指導教員及び指導補助教員の変更)

第5条 指導教員及び指導補助教員は、次の各号に定める場合であって学長が認めたものに限り変更することができる。

一 指導教員又は指導補助教員が異動又は退職する場合

二 学生が指導教員又は指導補助教員の変更を希望する場合

三 その他指導教員又は指導補助教員を変更する必要があると研究科長が認めた場合

2 指導教員及び指導補助教員を変更する場合の手続は、第3条に準じて行うものとする。

3 指導教員及び指導補助教員変更の事務手続は、原則として新年度開始時期に行うこと

とする。ただし、学生は、学期期間内において、特別研究の進捗状況に合わせて博士後期課程担当教員から適宜必要な研究指導を受けることができる。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

指導教員希望（変更）届出書 【博士後期課程】

埼玉県立大学学長 様

研究指導を希望する教員を次のとおり届け出ます。

課程名	博士後期課程	学籍番号	
学生氏名		年度入学（長期 年）	
希望指導教員			

※希望する指導教員に相談し、当該指導教員の確認印を得ること

指導教員 _____ 印

指導補助教員推薦（変更）届出書

【博士後期課程】

埼玉県立大学学長 様

下記の大学院生の指導補助教員を次のとおり推薦します。

課程名	博士後期課程	学籍番号	
学生氏名		年度入学（長期 年）	
指導補助教員			
（変更の場合）	（変更前の教員名： ）		

指導教員 _____

指導教員及び指導補助教員通知書
【博士後期課程】

指導教員・指導補助教員を次のとおり通知します。

埼玉県立大学学長

指導を受ける学生	課程名	博士後期課程	学籍番号	
	氏 名		年度入学(長期 年)	
指 導 教 員				
指導補助教員				